

令和6年度 第2回 米原市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和6年12月20日（金）10時00分～

場所：米原市役所 1階 コンベンションホール

1 開会

2 委員の交代について

3 あいさつ

4 報告事項

（1）路線バスの運賃改定について

資料1－1

資料1－2

（2）今後の協議事項について

資料2

5 その他

6 閉会

米原市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

変更箇所

(敬称略)

1	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	田中 郁代
2	滋賀県土木交通部交通戦略課	参事	福島 森
3	滋賀県長浜土木事務所	次長	高木 克久
4	米原警察署交通課	課長	濱 具視
5	米原市自治会連絡協議会	副会長	川幡 治平
6	米原市女性の会	理事	北村 きの
7	米原市社会福祉協議会 協働推進課	課長	村山 善信
8	米原市老人クラブ連合会	副会長	上津 和雄
9	米原市障害者福祉協会	障害者相談員	川口 幸雄
10	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
11	近江タクシー株式会社	取締役業務部長	辰野 晃三
12	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明
13	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
14	私鉄滋賀県協議会	幹事	糸 隆太郎
15	近畿大学	名誉教授	三星 昭宏
16	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社 地域共生室	室長	池田 奈津子
17	近江鉄道株式会社 鉄道部運輸課	課長	宮崎 直也
18	米原市商工会	会長	奥村 善彦
19	公募市民	市民	岡田 友美
20	米原市市民部	部長	坂 仁美

【事務局】

市民部地域振興課	課長	森川 誠
	課長補佐	大塚 祐司
	主事	伊賀並 優統

報告第 1 号 路線バスの運賃改定について

- 令和 5 年（2023 年）10 月 1 日に改正された道路運送法第 9 条第 4 項において、路線バス事業者は、運賃協議部会において、市内バス路線に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができると規定されました。
- また、法第 9 条第 5 項において、協議をするときは、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されました。
- この規定に基づき、市内路線バスの運賃の改定について、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるため、市公式ウェブサイトで意見募集を実施します。
- なお、意見募集により寄せられた御意見をもとに、令和 7 年 1 月開催予定の米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会において協議を行い、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃が改定されます。

1 運賃改定の背景

(1) 全国のバス業界の現状

- 平成 12 年（2000 年）、平成 14 年（2002 年）に交通分野において行われた新規参入や運賃設定の規制緩和に伴い、新規参入する事業者数が大幅に増加しました。その結果、過度な競争状態が続き、運転士の労働環境は厳しいものへと変化していきました。
- 更に令和 6 年（2024 年）4 月から、時間外労働の上限規制など運転士の労働基準が見直されました。慢性的に人手不足となっているバス業界においては、益々従業員が必要となり、運転士不足に拍車がかかっています（いわゆる 2024 年問題）。

(2) 市内路線を運行するバス事業者の状況

- 市内路線を運行するバス事業者においても、バス業界全体と同じく運転士不足が生じており、限られた労働力での運行となっています。また、2024 年問題により、さらに制限が厳しくなっています。
- 運転士を募集しても、長時間拘束などの過酷な労働環境のイメージがあり、運転士の応募が少なく、運転士の充足率が低下しています。
- また、市内路線における運賃改定は増税を除き平成 9 年（1997 年）11 月以降行っておらず、この間の人件費の上昇だけでなく、燃料費、車両部品代（修繕費）の上昇については、バス事業者における経営努力による費用削減と市のコミュニティバス運行対策費補助金による費用補填で対応してきました。

バス事業者（湖国バス長浜営業所）の乗務員の充足数の見込み（資料：湖国バス株式会社）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要人数	A	39.0 人	39.0 人	39.0 人	39.0 人
従事者数	B	38.0 人	34.6 人	32.6 人	30.2 人
1 日の過不足数	C=B-A	▲1.0 人	▲4.4 人	▲6.4 人	▲8.8 人

2 米原市地域公共交通計画における位置づけ

- 令和6年(2024年)6月に策定した米原市地域公共交通計画においては、バス運転士の不足について次のように課題整理しています。

Ⅲ 米原市の地域公共交通の課題（抜粋）

課題1 持続可能な地域公共交通の維持および脱炭素社会の推進に向けた仕組みづくり

令和3年以降、地域公共交通の利用者数は、コロナ禍以前の状況へ徐々に回復していますが、利用者数そのものが少ないことや、**運転手不足**、**運行経費の増加**も相まって、**地域公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。**一方で、地域公共交通は運転免許を持っていない学生・児童や高齢者、障がい者等にとって、なくてはならない移動手段であり、**地域公共交通を維持することは市民の生活にとって重要な取組の1つ**となっています。

- この課題整理を踏まえバスを含む地域公共交通の維持確保のための基本方針を次のように定めています。

Ⅴ 目標を達成するための施策メニュー（抜粋）

基本方針①多様な主体との共創による持続可能な地域公共交通の構築

- 1 地域公共交通の維持に向けた資金確保
- 4 運転手の確保・育成に向けた支援

- この基本方針において、国の補助金の活用や、運賃外収入の確保の取組み、運転士の確保育成に向けた様々な取組みなどを実施しますが、今般、バス運賃の改定により、労働環境の改善・賃金の見直しによる運転士の採用強化による運転士充足率の向上の取組みが急務となっています。

3 運賃改定の理由

- 全国のバス業界の現状、市内路線を運行するバス事業者の状況、米原市地域公共交通計画における位置づけを踏まえ、バス運賃の改定により、労働環境の改善・賃金の見直しによる運転士の採用強化が必要です。
- 人口減少、高齢社会において持続可能な公共交通を維持するためには、この取組みによる人件費の上昇をバス事業者における経営努力による費用削減と市のコミュニティバス運行対策費補助金による費用補填で対応するには限界があり、やむを得ず、受益者であるバス利用者に応分の負担をお願いするものです。

4 市内路線を運行するバスの運賃改定について

(1) 運賃改定の内容

○運賃改定予定額 全区間 一律 40 円値上げ予定

◇この値上げに伴い通勤通学定期等の料金も改定します。

○改定日 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火曜日）

○対象路線

米原工業団地線、米原多和田線、長岡登山口線、梓河内線、

近江長岡線（長浜市との共同路線）、伊吹登山口線（長浜市との共同路線）

◇長浜市との共同路線の運賃改定は、長浜市における運賃協議が整うことが条件です。

○運賃

梓河内線（均一運賃）

改定前の運賃

				長 沢	梓 河 内
				210	210
		小 野 清 水 町	210	210	210
	石 丸	210	210	210	210
村 木	210	210	210	210	210
近江長岡駅	180	210	210	210	210

改定後の運賃

				長 沢	梓 河 内
				250	250
		小 野 清 水 町	250	250	250
	石 丸	250	250	250	250
村 木	250	250	250	250	250
近江長岡駅	220	250	250	250	250

その他の市内路線（対キロ運賃）

改定前の運賃	改定後の運賃
180 円	220 円
190 円	230 円
・	・
・	(+ 40 円)
・	・
810 円	850 円

定期券の例

190 円区画：改定前 6,840 円→改定後 230 円区間：8,280 円（1 月の場合）

230 円区画：改定前 8,230 円→改定後 270 円区間：9,720 円（1 月の場合）

◇定期券は運賃区分に応じて金額が設定されており、運賃改定に伴い計算方法が変更されるものではありません。

その他の乗車券

満 65 歳以上の方が購入可能な乗車券「小判手形」、長浜市内および米原市内の路線で乗車可能な高校生が購入可能な定期券「長浜市内・米原市内限定高校生限定定期券」については、

通常の乗車券に比べて割引額が大きく、それぞれ高齢者、高校生が利用しやすい料金設定となっています。

今後も高齢者、高校生が利用しやすい料金設定は維持しつつ、今般の運賃改定にあわせ同程度の割合でそれぞれの乗車券購入者にも応分の負担をお願いするものです。

◇小判手形：満 65 歳以上の方が購入可能な乗車券



改定前

1か月券 2,100 円、3か月券 5,200 円、6か月券 9,300 円

「小判手形」料金と 1 乗車ごとに 100 円で対象路線のバスを乗車可能することができます。

改定後

1か月券 2,500 円、3か月券 5,900 円、6か月券 10,600 円

「小判手形」料金と 1 乗車ごとに 100 円で対象路線のバスを乗車可能することができます。

◇長浜市内・米原市内限定高校生限定定期券

改定前

1か月券 10,000 円、3か月券 30,000 円、6か月券 60,000 円

改定後

1か月券 12,000 円、3か月券 35,000 円、6か月券 68,000 円

5 今後のスケジュール

令和 6 年 12 月 23 日	道路運送法第 9 条第 5 項に基づき、市公式ウェブサイトで意見募集
令和 7 年 1 月 24 日	意見募集終了
令和 7 年 1 月末	道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、運賃協議部会で、上記意見募集結果を踏まえ協議
令和 7 年 2 月	湖国バスから滋賀運輸支局へ運賃改定申請 広報まいばら、市公式ウェブサイト、湖国バス株式会社のウェブサイト、路線バス車内で広報
令和 7 年 4 月	運賃改定

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議または活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

※カルテルとは

事業者または事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為を言います。（※公正取引委員会サイトより引用）

令和 6 年 12 月 日

路線バスの運賃改定に関する意見募集について

実施期間（意見募集期間） 令和 6 年 12 月 23 日（月）から
令和 7 年 1 月 24 日（金）まで

実施部課 市民部 地域振興課
電話番号 0749-53-5111
ファクス番号 0749-53-5138
メールアドレス jichi@city.maibara.lg.jp

この意見募集は、道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づき、意見収集をするために実施するもので、寄せられた意見をもとに、米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会において協議を行います。

記

1) 路線バスの運賃改定の趣旨、目的および背景

(1) 全国のバス業界の現状

- 平成 12 年（2000 年）、平成 14 年（2002 年）に交通分野において行われた新規参入や運賃設定の規制緩和に伴い、新規参入する事業者数が大幅に増加しました。その結果、過度な競争状態が続き、運転士の労働環境は厳しいものへと変化していきました。
- 更に令和 6 年（2024 年）4 月から、時間外労働の上限規制など運転士の労働基準が見直されました。慢性的に人手不足となっているバス業界においては、益々従業員が必要となり、運転士不足に拍車がかかっています（いわゆる 2024 年問題）。

(2) 市内路線を運行するバス事業者の状況

- 市内路線を運行するバス事業者においても、バス業界全体と同じく運転士不足が生じており、限られた労働力での運行となっています。また、2024 年問題により、さらに制限が厳しくなっています。
- 運転士を募集しても、長時間拘束などの過酷な労働環境のイメージがあり、運転士の応募が少なく、運転士の充足率が低下しています。
- また、市内路線における運賃改定は増税を除き平成 9 年（1997 年）11 月以降行っておらず、この間の人件費の上昇だけでなく、燃料費、車両部品代（修繕費）の上昇については、バス事業者における経営努力による費用削減と市のコミュニティバス運行対策費補助金による費用補填で対応してきました。

バス事業者（湖国バス長浜営業所）の乗務員の充足数の見込み（資料：湖国バス株式会社）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要人数	A	39.0 人	39.0 人	39.0 人	39.0 人
従事者数	B	38.0 人	34.6 人	32.6 人	30.2 人
1 日の過不足数	C=B-A	▲1.0 人	▲4.4 人	▲6.4 人	▲8.8 人

米原市地域公共交通計画における位置づけ

○令和6年（2024年）6月に策定した米原市地域公共交通計画においては、バス運転士の不足について次のように課題整理しています。

Ⅲ 米原市の地域公共交通の課題（抜粋）

課題1 持続可能な地域公共交通の維持および脱炭素社会の推進に向けた仕組みづくり
令和3年以降、地域公共交通の利用者数は、コロナ禍以前の状況へ徐々に回復していますが、利用者数そのものが少ないことや、運転手不足、運行経費の増加も相まって、地域公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。一方で、地域公共交通は運転免許を持っていない学生・児童や高齢者、障がい者等にとって、なくてはならない移動手段であり、地域公共交通を維持することは市民の生活にとって重要な取組の1つとなっています。

○この課題整理を踏まえバスを含む地域公共交通の維持確保のための基本方針を次のように定めています。

Ⅴ 目標を達成するための施策メニュー（抜粋）

基本方針①多様な主体との共創による持続可能な地域公共交通の構築

- 1 地域公共交通の維持に向けた資金確保
- 4 運転手の確保・育成に向けた支援

○この基本方針において、国の補助金の活用や、運賃外収入の確保の取組み、運転士の確保育成に向けた様々な取組みなどを実施しますが、今般、バス運賃の改定により、労働環境の改善・賃金の見直しによる運転士の採用強化による運転士充足率の向上の取組みが急務となっています。

2) 運賃改定の理由

- 全国のバス業界の現状、市内路線を運行するバス事業者の状況、米原市地域公共交通計画における位置づけを踏まえ、バス運賃の改定により、労働環境の改善・賃金の見直しによる運転士の採用強が必要です。
- 人口減少、高齢社会において持続可能な公共交通を維持するためには、この取組みによる人件費の上昇をバス事業者における経営努力による費用削減と市のコミュニティバス運行対策費補助金による費用補填で対応するには限界があり、やむを得ず、受益者であるバス利用者に応分の負担をお願いするものです。

3) 路線バスの運賃改定の内容

- 運賃改定予定額 全区間 一律40円値上げ予定
◇この値上げに伴い通勤通学定期等の料金も改定します。
- 改定日 令和7年（2025年）4月1日（火曜日）
- 対象路線
米原工業団地線、米原多和田線、長岡登山口線、梓河内線、
近江長岡線（長浜市との共同路線）、伊吹登山口線（長浜市との共同路線）
◇長浜市との共同路線の運賃改定は、長浜市における運賃協議が整うことが条件です。

○運賃

梓河内線（均一運賃）

改定前の運賃

				長沢	梓河内
				210	210
		小野清水町	210	210	210
	石丸	210	210	210	210
村木	210	210	210	210	210
近江長岡駅	180	210	210	210	210

改定後の運賃

				長沢	梓河内
				250	250
		小野清水町	250	250	250
	石丸	250	250	250	250
村木	250	250	250	250	250
近江長岡駅	220	250	250	250	250

その他の市内路線（対キロ運賃）

改定前の運賃	改定後の運賃
180 円	220 円
190 円	230 円
・	・
・	(+40 円)
・	・
810 円	850 円

定期券の例

190 円区画：改定前 6,840 円→改定後 230 円区間：8,280 円（1 月の場合）

230 円区画：改定前 8,230 円→改定後 270 円区間：9,720 円（1 月の場合）

◇定期券は運賃区分に応じて金額が設定されており、運賃改定に伴い計算方法が変更されるものではありません。

その他の乗車券

満 65 歳以上の方が購入可能な乗車券「小判手形」、長浜市内および米原市内の路線で乗車可能な高校生が購入可能な定期券「長浜市内・米原市内限定高校生限定定期券」については、通常の乗車券に比べて割引額が大きく、それぞれ高齢者、高校生が利用しやすい料金設定となっています。

今後も高齢者、高校生が利用しやすい料金設定は維持しつつ、今般の運賃改定にあわせ同程度の割合でそれぞれの乗車券購入者にも応分の負担をお願いするものです。

◇小判手形：満 65 歳以上の方が購入可能な乗車券



改定前

1 か月券 2,100 円、3 か月券 5,200 円、6 か月券 9,300 円

「小判手形」料金と1乗車ごとに100円で対象路線のバスを乗車可能することができます。

改定後

1 か月券 2,500 円、3 か月券 5,900 円、6 か月券 10,600 円

「小判手形」料金と1乗車ごとに100円で対象路線のバスを乗車可能することができます。

◇長浜市内・米原市内限定高校生限定定期券

改定前

1 か月券 10,000 円、3 か月券 30,000 円、6 か月券 60,000 円

改定後

1 か月券 12,000 円、3 か月券 35,000 円、6 か月券 68,000 円

4) 路線バスの運賃改定に関連する資料

ア 根拠法令

道路運送法第9条

イ 路線バスの運賃改定における上位計画の概要

米原市地域公共交通計画（令和6年6月策定）

V 目標を達成するための施策メニュー

基本方針① 多様な主体との共創による持続可能な地域公共交通の構築

1. 地域公共交通の維持に向けた資金確保

4. 運転手の確保・育成に向けた支援

ウ 今後のスケジュール

令和6年12月23日	道路運送法9条5項に基づき、市公式ウェブサイトで意見募集
令和7年1月24日	意見募集終了
令和7年1月末	道路運送法9条4項に基づき、運賃協議部会で、上記意見募集結果を踏まえ協議
令和7年2月	湖国バスから滋賀運輸支局へ運賃改定申請 広報まいばら、市公式ウェブサイト、湖国バス株式会社のウェブサイト、路線バス車内で広報
令和7年4月	運賃改定

路線バスの運賃改定に関する意見等提出様式

氏 名 (団体名)	※<u>匿名</u>による意見等の提出は<u>受付ができません</u>のでご了承ください。
住 所	〒
電話番号	
区 別 ※該当するものの 記号を○で囲んで ください	ア．市内に住所を有する者 イ．市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ウ．市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ．市内に存する学校に在学する者 オ．市に対して納税義務を有するもの カ．前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要があると認めるもの
意見・提言等	
提出の日時	令和 年 月 日

報告第 2 号 今後の協議事項について**1 市内路線バスの見直しについて**

- 報告第 1 号の運賃改定のほか、バス運転手不足への対応として、利用者数が極めて少ない路線を中心に運行の見直しを行うことを検討しています。
- 市内バス路線のうち、土日において利用者が少なく、乗合タクシーで代替可能な路線について、土日の運行休止を検討しています。
- 見直しに関する協議は次回の協議会で提案したいと考えています。

◇米原工業団地線

土日 米原駅東口→東レカーボンマジック前 1 日乗車人数 2.0 人

土日 東レカーボンマジック前→米原駅東口 1 日乗車人数 3.4 人

※ 1 日乗車人数は令和 6 年 6 月の土日の平均値

◇長岡登山口線

土日 近江長岡駅→伊吹登山口 1 日乗車人数 7.6 人

うち伊吹山登山客と思われる乗客（伊吹登山口下車）4.9 人

土日 伊吹登山口→近江長岡駅 1 日乗車人数 19.6 人

うち伊吹山登山客と思われる乗客（伊吹登山口乗車）14.2 人

※現在、伊吹山は令和 5 年度に発災した斜面崩壊により入山禁止となっており、入山が可能になるまでの間、運行休止を検討します。

※ 1 日乗車人数は令和 6 年 6 月の土日の平均値

2 乗合タクシーの利便性の向上について

- 乗合タクシーまいちゃん号により、病院や診療所等を受診する場合、帰宅の便の予約時間が決まらず、また予約締切時間が運行時刻の 1 時間前であるため、まいちゃん号の乗車までに時間を要しています。
- 米原市地域公共交通計画においても、乗合タクシーまいちゃん号について、移動実態に基づいた効率的な運行方式への見直しすることについて規定しており、今後、乗合タクシーの予約締切時間について見直しを実施します。

(1) 現状

- 乗合タクシーの予約締切時間は、運行時刻の 1 時間前までとしているところです。
- このため、予約から運行まで最大 1 時間 29 分の待ち時間が生じています。
例：11 時 00 分の便を予約する場合：10 時 00 分までに予約
予約が 10 時 01 分であった場合、11 時 30 分の便しか予約できない。
→最大 1 時間 29 分の待ち時間

(2) 予約締切時間の変更

- 病院や診療所等を受診する場合、帰宅の便の予約時間が決まらないため、事前の予約ができず、利用する便を決めてから予約をするため、前述のとおり最大 1 時間 29 分の待ち時間が生じています。
- 病院や診療所等を受診しやすくするため、この締切時刻について、30 分前までに短縮を検討しています。